

## 株式会社伊藤工務店 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 3月 5日 ~ 令和6年 2月29日までの3年間

2. 内容

目標1：令和6年2月までに、所定外労働を削減するため、毎週水曜日をノー残業デーに設定、実施する。

<対策>

- 令和3年3月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和3年6月～ 具体的処置の検討開始
- 令和4年1月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2：令和6年2月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均10日以上とする。

<対策>

- 令和3年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年6月～ 具体的処置の検討開始
- 令和4年1月～ 計画的な取得に向けた管理職員研修の実施
- 令和4年4月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：育児休業や介護休業等の制度について、社員への周知を図る。

<対策>

- 令和3年10月～ 社員に制度に関する情報を社内広報誌等で社員への周知を図る。